

立川市保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市保育所設置条例の一部を改正する条例

立川市保育所設置条例（昭和35年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立高松保育園	立川市高松町1丁目18番7号	立川市立高松保育園	立川市高松町1丁目18番7号
立川市立上砂保育園	立川市上砂町1丁目13番地の1	<u>立川市立江の島保育園</u>	<u>立川市栄町5丁目20番地の3</u>
……略……	……略……	立川市立上砂保育園	立川市上砂町1丁目13番地の1
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。